

兵庫県公報

平成20年11月4日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

規則 建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則（建築指導課）.....	ページ 1
--	----------

公布された法令のあらまし

●建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則（規則第66号）

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の施行により、歴史的風致の維持及び向上と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、都市計画に歴史的風致維持向上地区計画を定めることができることとされること等に伴い、歴史的風致維持向上地区計画の区域内における一定の用途に供する建築物の建築制限の緩和の許可の申請書に添付しなければならない図書を定める等所要の整備を行うこととした。

規則

建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月4日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第66号

建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則の一部を改正する規則

建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第6号を次のように改める。

オ 地区計画の区域のうち再開発等促進区若しくは開発整備促進区、歴史的風致維持向上地区計画の区域又は沿道地区計画の区域のうち沿道再開発等促進区内の建築物にあつては、地区計画、歴史的風致維持向上地区計画又は沿道地区計画の内容を示す図書

第12条第1項第9号イ及び第18条第1項第1号イ中「防災街区整備地区計画」の右に「、歴史的風致維持向上地区計画」を加える。

第22条第2号中「県土整備部まちづくり局建築指導課」を「県土整備部住宅建築局建築指導課」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。